

豊島区広報

区議会特集号

昭和42年11月10日 第12号

編集 豊島区議会局
事務

発行 豊島区区民部
区民課広報係

電話 (981) 1111

より豊かな民主の手で選び 特別区の自治権確立のために

「区民税のことをなぜ「特別区民税」というのだろうか」、このような疑問に思いあたる方もきっと多いことと思われます。私たちの住む「区」(本当は「特別区」)の制度というものはどういうものか、一般的の区民にとって、なかなか理解しにくいものになっています。

ところが、これは言葉だけの問題ではなく、区民の幸福な生活をすすめるために、「区」という役所がどこまでの行政ができるかという権利や能力、あるいは「区長公選」の権利などにかかる重要な内容をもっておりまます。

◆ 保障された「区民の区政」

戦前の、中央集権的な政治のやり方がついに戦争にまで国民をおとし入れたことの深い反省から、戦後は、我が国を平和な国家として再建するためには、「一人一人の意見を大切にして、最大多数の国民の幸福を実現してゆく」、「民主主義」の考え方が政治の土台にえらばれて、憲法には「主権在民」が明記されました。そして、この立場から、国と地方の政治をはつきりわけて、とくに「民主主義」を地方の政治で生かしてゆくために「地方の政策は、地方の住民がその意思で自ら立ち立てられ、國も憲法でこれを保障してゆくことになりました」。

◆ まま子扱いの「特別区」
ところが、その「地方自治」の花がまだ咲きそろわぬうちに、「特別区」や

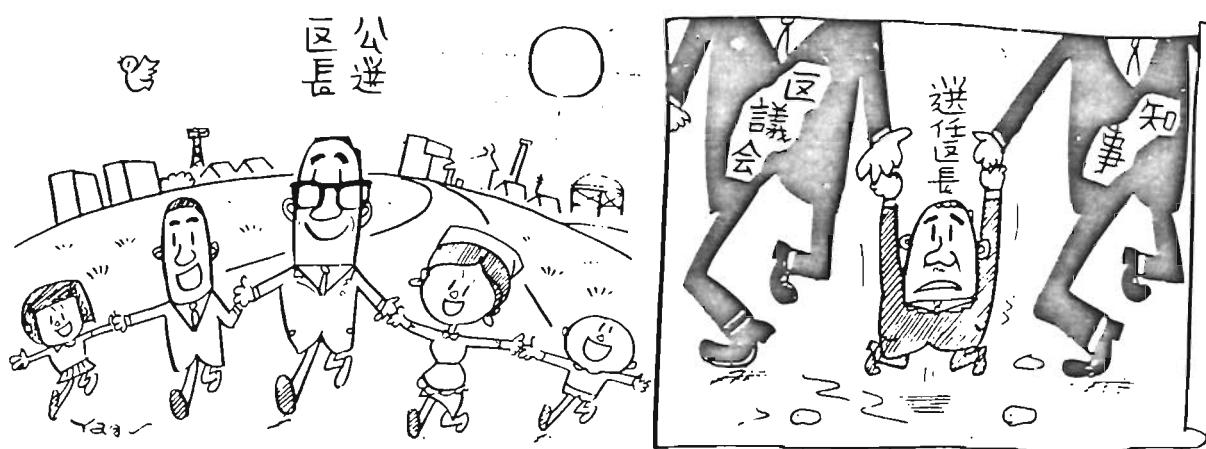
その住民からはその権利の多くが取り上げられて、「特別区」は一般的の「市」にくらべて大変不利な扱いを受け、学校や道路、保育園など区民の身近かな暮らしをよくしてゆく区政をすすめるうえで、区の自由がせばめられ、財源も非常に窮屈にされてしまいました。

◆ 「特別区」を「市」と同様に

東京の二十三区の議会や住民は、戦後間もなく、このような不利な扱いを改めるよう、「特別区の自治権確立」の運動をくりひろげ、この十年来は各区議会に「特別区制調査特別委員会」を設け、ねばり強く取り組んできました。

このようなことから、「特別区」の制度のたてまえや、今のしくみの問題点、議会の活動、などをお知らせして、区民の福祉増進にとって大切なことのできない「区の自治権確立」のために、区民みんな

さくみ格別の理解とご協力ををお願いいたします。



「靴を脱いで足をかくために」

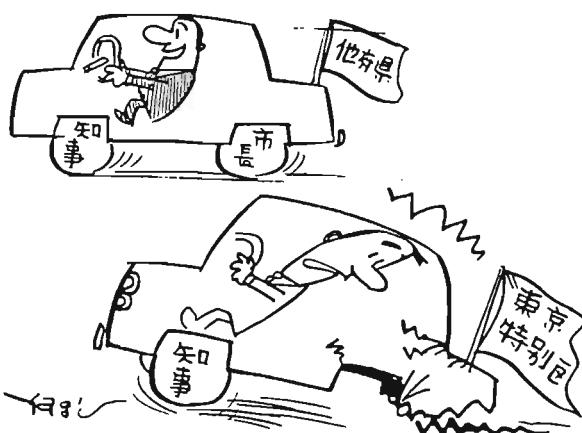
一、三年前区民は伝染病の流行で大変な迷惑をこうむりました。このとき、区民が身近な区役所にいろいろと苦情を持ち込んでも、今の行政の仕組では、それは区本来の仕事ではないし、保健所は大きな手をうつてももらいたいときに、まったく「靴の上から足をかく」ような思いをしました。

区民のみなさんは、「都だ、区だ」となどと区別をせず、区民のくらしに結びついた行政はすべて身近な区役所で、というご希望をおもちのことだと思います。靴を脱いで「直接かゆいところに手が届く」という行政がのぞましいのであり、またそれが民主的な、ほんとうの「地方自治」のあり方です。

『せばめられた区の自治権』

戦後、地方自治法が制定されたときに、都の「特別区」が一般の「市」と同様の資格をもつ自治体として生まれ、区長は住民が直接選挙で選び、区民のくらしに身近な行政はすべて「特別区」で取り扱うことになります。もとのこのような考えによって行なわれたのです。

ところが、この「住民自治」の大切さを、区民が理解し、その権利を守る力がまだ育たないうちに、保健行政、都税事務、法人住民税、福祉



おしきせ区長より オーダー区長を

行政、などがつぎつぎに区から都に取り上げられ、昭和二十七年には、区長の公選制まで廃止されてしましました。

もちろん、その当時から「十三区

区民懇談会＝開催＝

☆とき：11月14日(火)午後六時半
☆会場：豊島振興会館集会場
☆講演：「区民のための区政を」
都政調査会事務局長 小森 武氏

は強くこれに反対し、自治権拡充の運動をつづけてきましたが、都は昭和四十年に、福祉事務所や建築指導、保健所の建物だけの管理、などの仕事を区へ移したにすぎません。

うに昭和二十七年、区長の公選制が廃止され、「区長は区議会が、都知事の同意を得て選任する」という、現在の「選任制」に改められたからです。

＝血の通った区政には＝

しかし、これでは区民にとつては区長はおしきせのようなもので、区民がその人格や政見・手腕などを信頼して、自分たちの区長として直接選挙するオーダーの公選区長とは、まるでちがつた性格になってしまいます。

従つて区民の区政への関心もそがれる原因ともなります。

区民と血のかよつた、生き生きし

た民主的な行政を生み、区民に対する責任を貫く区長の立場をつくるのは、まず「公選区長」が土台であるのはいうまでもありません。

現在の「区長選任制」は地方自治の出発点をゆがめるとともに、改選のたびに不明朗なゴタゴタを起すもととなっています。

また憲法第十四条の「すべての国民は、法の下に平等であつて……差別されない」、同九十三条「地方公共団体の長、……は、その地方公共団体の住民が直接これを選舉する」の規定からみても問題があるといえましょ。

それは、前ものべたよ



痩せ馬に

重荷の区財政

最近、池袋駅周辺をはじめ区内には、デパートや、ビルが沢山できましたが、区の財政は少しもよくなりません。

それは一般的の場合、その財源である法人住民税や固定資産税が、区では財源にならないことがあります。(別表参照)

一般の「市」と同様の財政権があれば、区の収入はいまの二倍近くにもなり、区の自由に使える財源も増えて、老朽校舎の改築や教育費の父母負担の解消などいろいろな区民の要望もどんどん実現できることは明らかです。

事務移管で財政はさらに苦しく=

昭和四十年から一部の仕事が都から区へ移され

昭和42年度の当初予算について豊島区とほぼ同様の人口を持つ姫路市とを比較すると下のようになります

| | 一般会計 | 特別会計 | 企業会計 | 合計 |
|-----|------|------|------|-------|
| 豊島区 | 45億円 | 10億円 | なし | 55億円 |
| 姫路市 | 94億円 | 47億円 | 50億円 | 191億円 |

その際、たばこや電気ガスの税金が区の財源とされました。が、それと引きかえに、これまで直接区にはいってきた個人住民税の一部(都税分)が都へ引き上げられて、差し引きでは区は前より減収になってしまいました。

全国で産業や人口が最も集中し公園、児童遊園、保育園集会場などの施設をふやすことが切望される二十二区の財政は、これでは全く「瘦せ馬に重荷」の状態で区民の要求も思うようにかなえられません。また財政をとおしての、都の規制も強く、一般的の「市」にくらべて「一割自治」などといわれるのが現状です。

どうすればよいか

これを根本的によくするにはどうしたらよいのでしょうか。ここに「特別区の自治権確立」の大切なわけがあります。

すなわち、住民に身近な行政はすべて区へ移し、区長を公選制にし、一般「市」なりの正当な財源と自主的な財政の権利を認め、区長に職員についての人事権をもたせるなどがどうしても必要ですが、中でも「区長公選制」はもつとも重要なことといえましょう。

都は大都市的な総合的な行政に専念し、必要な財源をもつと国から支出させるようになります。

こうして、都と区が仕事の分野をはっきり区分したうえでそれぞれ努力してゆけば、大都市施設も向上しき生きてきた、豊かでゆきとどいた、「地方自治」の行政の姿が生まれることでしょう。

区民・議会が一体で

以上のように、「区長公選」をはじめ区の自治権確立の問題は、我が国の民主政治を区民の足もとから実現する第一歩であるとともに、区民の多くの区政への要望をかなえる温かい血の通った区政を実現する土台でもあります。

どうか、このことに区民のみなさんの深いご理解をいただき、区民と区議会が一体となつて世論を盛りあげ、区民の幸福な生活のため一日も早く目的を実現するよう、大きなご支援をお願いいたします。

広域行政の中央集権化警戒

一方、国は現行府県を廃止して全

| 区分 | 特別区 | 一般市 |
|---------|----------|----------------|
| おもな財源 | 個人住民税 | 固定資産税 法人住民税 |
| 自由財源 | 上の税金の10% | 上の税金の25%の % |
| 国の方交付税 | なし | なし |
| 都の財政交付金 | なし | なし |
| 納付金 | なし | なし |

特別区の自治権確立に関する意見書

戦後我が国における最大の改革は民主主義の実現であり、地方行政における住民の手による自治制度の確立であります。即ち、住民の意思が直接政治に反映し、その効果が住民の利益となつて還元されるよう憲法をはじめ各法令も改められ、東京都の二十三区は戦前の行政区から大巾な自治の権利を獲得し原則として一般市に準ずる基礎的地方公共団体として発足したのであります。

然しながら実施後数年を経ずして、年々住民自治の権限が縮少され、昭和二十七年には遂に特別区の区長は区議会が都知事の同意を得て選任するところとなり、憲法に保障された地方公共団体の首長は住民が直接これを選挙するという住民の基本的権利が奪われ、はた又事務事業も逐年制限されて常に都区一体制という名のもとに地方自治の本旨がふみにじらってきたのであります。

これらの大変な事態に対し二十三区区議会は一体となり住民と共に十数年来自治権拡充のため運動を続け法改正の実現に向って努力を重ねて参ったのであります。

そのあらわれとして昭和四十年四月には、地方自治法の改正によって事務事業の一部移管が行なわれましたが、部分的には全く中途半端なものがあり、住民の要望に十分応え得るものではなく、さらには財源については、たゞ消費税、電気ガス税等があらたに法定化されたのみで、かえつて二十三区の税収は減少をきたす結果をもたらし、財政上の超過負担の増大を招いているのが実情であります。

よつて当局におかれでは、かかる実態を十分勘案し、特別区住民の基本的権利を守り健全なる地方自治の確立を期する為特別区を基礎的地方公共団体として一般の市と同様に「区長は住民の直接選挙による」とことし更に、事務事業の適正なる移管をはかると共に、これに伴なう財源として固定資産税、住民税法人分等の課税権を法定化する等、関係諸法令の早期改正方について手段の配慮を講ぜられんことを要望いたします。

右地方法第九十九条第二項により意見書を提出いたします。

昭和四十二年十月四日

東京都豊島区議会議長 山口 幸之助

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣
—— あて

意見書は去る十月四日、昭和四十二年豊島区議会第三回定例会において議決し、政府その他の関係行政機関にて提出いたしました。この意

見書は、二十三区議会が区の自治権確立のために同趣旨の意見書を一斉に議決のうえ、上申する運動の一環としてなされたものであります。

地方自治関係のあゆみ

昭22.5 地方自治法施行、東京都の区は「特別区」となり、原則として一般の「市」と同様の権能をもつ。「市」に「区」を置く。

区長公選制確立される。

保健衛生事務、都へ移管。

都税徴収事務、都へ移管。

法人住民税、都へ取上げ。

福祉事務、都へ移管。

区長公選制廃止、選任制となる。

町村合併促進法施行。

教育委員の公選制を廃し任命制となる。

地方自治法改正、地方議会の権限縮少、自治体への国の監督権強まる。

二十三区「特別区制度合理化条例」設置。

地方制度調査会「地方割案」答申

都制調査会「特別区制度合理化条例」発表。

二十三区「区長公選の実現を要望する請願書」を都議会提出。

特別区議会「首都行政制度の構想」を決定。

都制調査会「首都制度に関する答申」決定。

地方制度調査会、「首都制度当面の改革に関する答申」をする。

臨時行政調査会「首都行政の改革本構想」をまとめる。

地方自治法改正、都より区へ一部事務移管、税源配分。

特別委員会 特別区制調査委員会 委員長 副委員長

加武長平山花岡広小宮元橋峰柴渡服田篠大新
松
藤内橋尾口山田部原崎谷本田辺部島島川
太武一幸良敏勇角宇五哲武録ス工三喜
一安孝郎助寧一政治藏吉子郎雄夫ミ吉郎平一誠峨子雄